

食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

(ろすのん)

今後の食品リサイクル制度の あり方について

平成26年8月

農林水産省

食料産業局
バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室

食品リサイクル法の概要

（平成12年法律第116号〔平成19年12月改正法施行後の内容〕）

趣 旨

食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、①発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、②資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、食品関連事業者による再生利用等の取組を促進する。

主務大臣による基本方針の策定

- 再生利用等の促進の基本的方向
- 再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

【我が国全体での業種別の再生利用等実施率目標】

食品製造業（85%） 食品卸売業（70%） 食品小売業（45%） 外食産業（40%）

関係者の責務

食品関連事業者（製造、流通、外食等）

発生抑制、減量、再生利用等

消費者等

発生抑制、再生利用製品の使用

国・地方公共団体

再生利用の促進、施策実施

再生利用等の促進

- 主務大臣による判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準 ・個々の事業者毎の取組目標の設定 ・発生抑制の目標設定 等
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言

・ 前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）



環境負荷の低減及び資源の有効利用の促進

● 食品リサイクル法の施行状況の点検

- 食品リサイクル法の前回改正から5年が経過していることを踏まえ、平成25年3月から、環境省と農水省の合同委員会において施行状況の点検等を開始。関係者からヒアリング等を行い、7月31日に論点整理。
- 平成26年2月から合同会合を再開し、6月30日にとりまとめ。年度内に関係省令改正、基本方針策定予定。

■ 環境省・農水省合同委員会のメンバー（25名）（平成26年1月14日現在）

（敬称略・五十音順）

食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会食品リサイクル小委員会

石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授
石島 和美	農事組合法人百姓倶楽部代表理事
牛久保 明邦	東京情報大学学長
片山 裕司	社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長（株式会社ローソンFCサポートステーションディレクター補佐社会共生室室長）
加藤 一隆	社団法人日本フードサービス協会専務理事
鹿股 憲一	有限会社ブライトピック参与
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
杉田 昭義	杉田建材株式会社常務取締役
杉山 涼子	富士常葉大学社会環境学部教授
田中 太郎	日経BP社日経ビジネス副編集長
塚本 稔	京都市副市長
八村 幸一	鹿島建設(株)環境本部 環境施設グループ長
日吉 栄一	日本水産株式会社 環境オフィス オフィサー
百瀬 則子	日本チェーンストア協会環境委員会委員（ユニー株式会社業務本部環境社会貢献部部長）

中央環境審議会 循環型社会部会食品リサイクル専門委員会

五十嵐 和代	日本環境保全協会理事
石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授
犬伏 和之	千葉大学大学院園芸学研究科教授
上野 正三	全国市長会（北海道北広島市長）
片山 裕司	社団法人日本フランチャイズチェーン協会環境委員会委員長
加藤 一隆	社団法人日本フードサービス協会専務理事
川島 博之	東京大学大学院農学生命科学研究科助教授
酒井 伸一	京都大学環境科学センター教授
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
佐々木 五郎	社団法人全国都市清掃会議専務理事
白石 勝也	全国町村会（愛媛県松前町長）
橋本 光男	全国知事会事務総長
日吉 栄一	日本水産株式会社 環境オフィス オフィサー
堀尾 正鞠	龍谷大学政策学部教授
百瀬 則子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
山田 久	全国清掃事業連合会専務理事

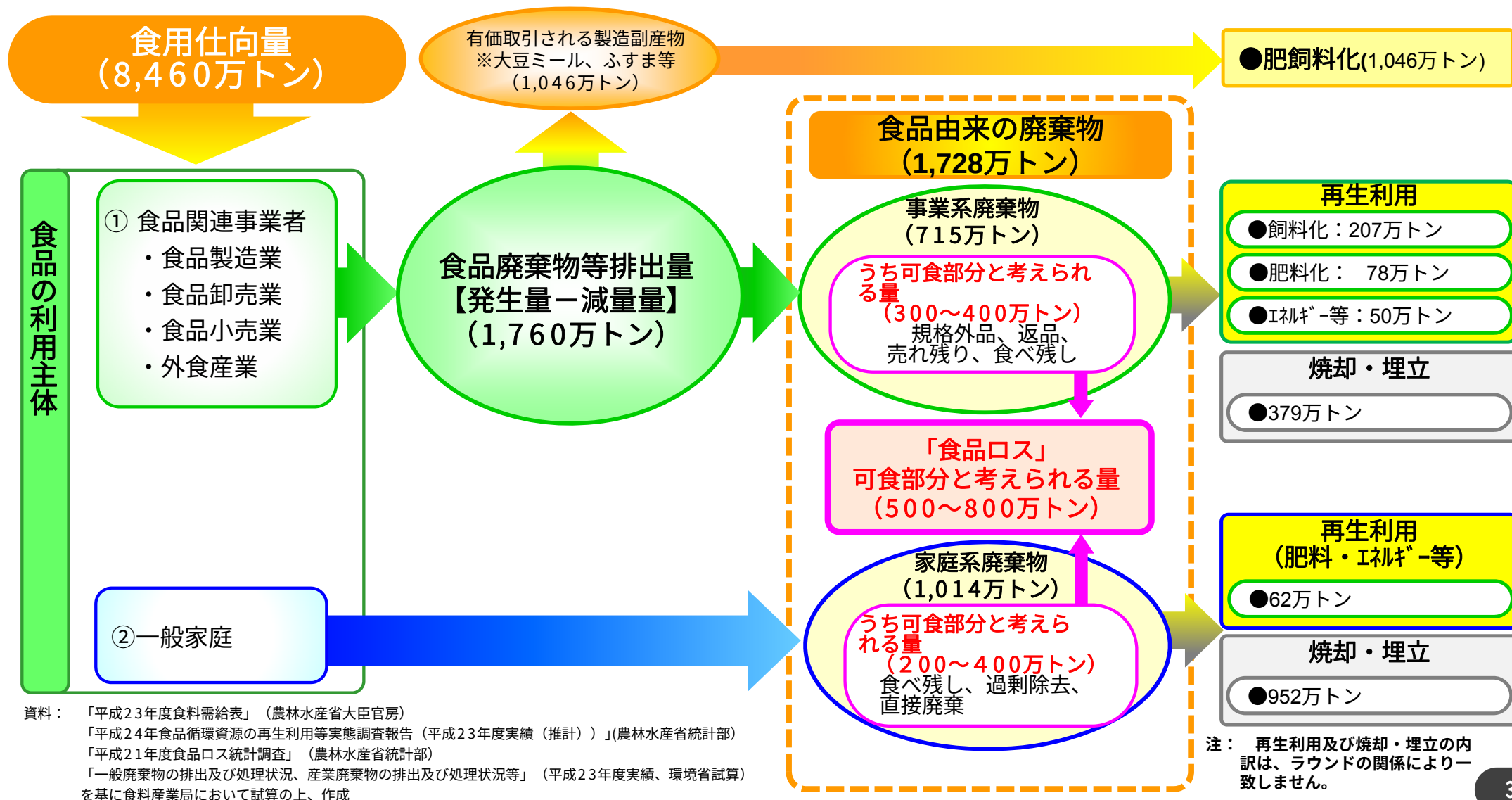
これまでの開催状況

- ・ 第1回 H25.3.28 食品リサイクル法の施行状況等
- ・ 第2回～第5回 関係者ヒアリング
- ・ 第6回 H25.6.14 論点整理（フリートーキング）
- ・ 第7回 H25.7.31 論点整理

- ・ 第8回 H26.2.13 個別論点の検討①
- ・ 第9回 H26.3.31 個別論点の検討②
- ・ 第10回 H26.6.11 とりまとめ（素案）
- ・ 第11回 H26.6.30 とりまとめ（案）

● 日本のもったいない事情

- 日本では、年間約1,700万トンの食品廃棄物が排出。このうち、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」は、年間約500～800万トン含まれると推計。（平成23年度推計）



● 発生抑制の目標値の本格展開

- 食品関連事業者にとって、食品廃棄物等の発生抑制は、取り組むべき最優先事項であり、「もったいない」という時代の要請にかなう取組であり、コスト削減に貢献。
- 食品リサイクル法に基づく努力目標として「発生抑制の目標値」を設定。平成26年4月から26業種に対象を拡大して本格展開。事業者は毎年度目標値以下となるよう努力。
- 発生抑制の取組の評価は、再生利用等実施率目標の達成に向けた取組とあわせて評価。
- 今回、発生抑制目標値を設定できなかった業種については、事業者は自主的な努力により発生抑制に努めることとし、引き続きデータを収集し、可能な業種から目標値設定を検討。

■ 平成26年4月から本格実施の目標値【目標値の期間 5年（平成26年4月1日～平成31年3月31日）】

暫定目標(16業種) ⇒ 本格実施(15業種)			
肉加工品製造業	113kg/百万円	冷凍調理食品製造業	363kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円	そう菜製造業	403kg/百万円
味噌製造業	191kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	224kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円
ソース製造業	59.8kg/ t	各種食料品小売業	65.6kg/百万円
パン製造業	194kg/百万円	菓子・パン小売業	106kg/百万円
麺類製造業	270kg/百万円	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円
豆腐・油揚げ製造業	2,560kg/百万円		

+

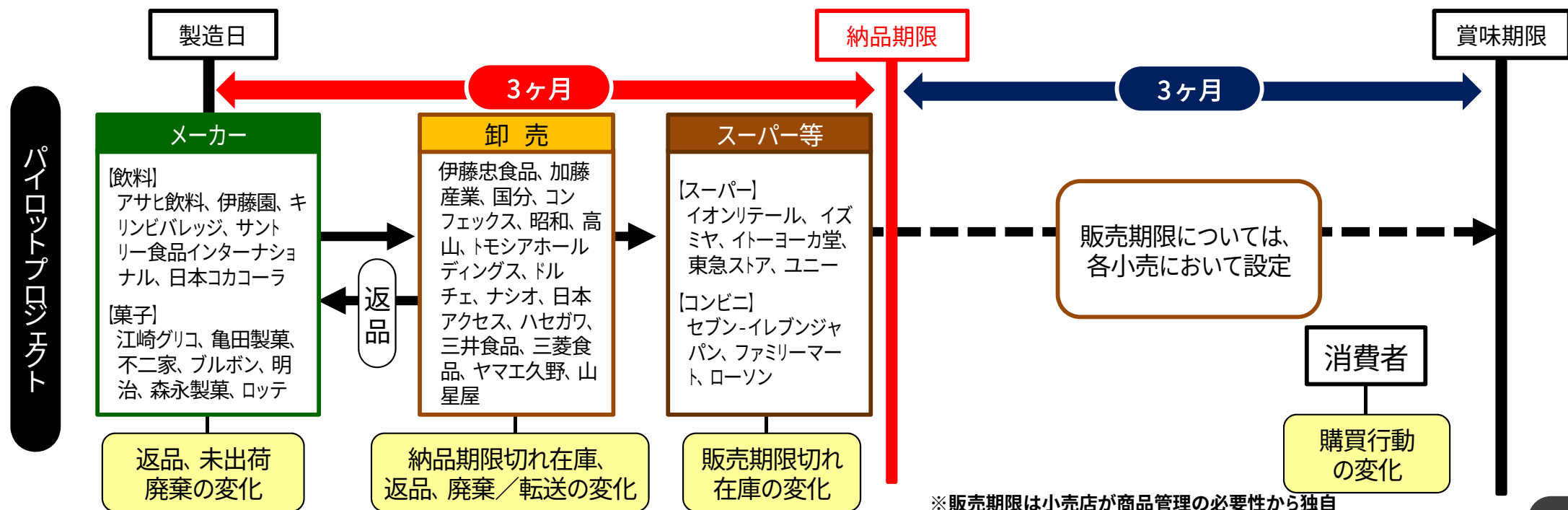
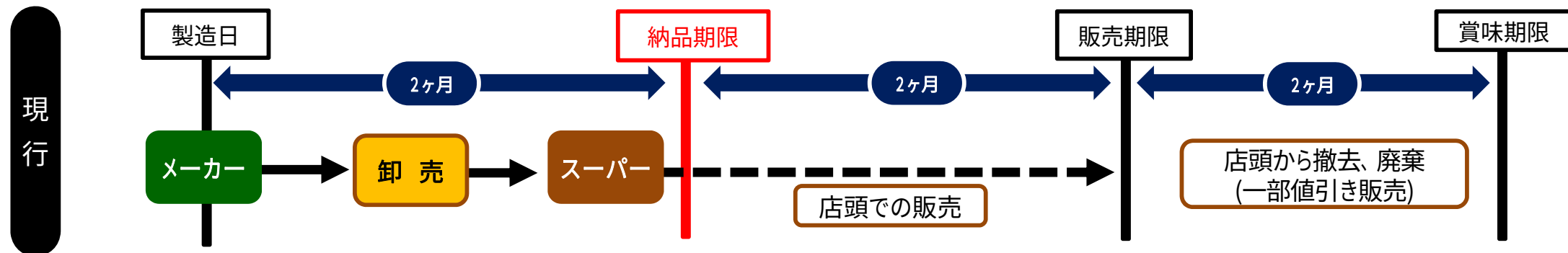
本格実施(11業種追加) ※旧区分の10業種に相当	
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円
野菜漬物製造業	668kg/百万円
食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	175kg/百万円
食堂・レストラン(麺類を中心とするものに除く。)	152kg/百万円
居酒屋等	
喫茶店	108kg/百万円
ファーストフード店	
その他の飲食店	
持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	184kg/百万円
結婚式場業	0.826kg/人
旅館業	0.777kg/人

※「旧区分」：平成23年度の食品多量発生事業者の定期報告の業種分類(食堂・レストランが1区分となっている)。
※目標値の「kg/百万円」とは、売上高(百万円)当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)
※目標値の「kg/t」とは、製造数量(t)当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)
※目標値の「kg/人」とは、利用者一人当たりの食品廃棄物等の発生量(kg)

●納品期限見直しパイロットプロジェクトの実施について

- 「食品ロス削減のための商慣習検討WT」の中間とりまとめに基づき、平成25年8月から半年程度、特定の地域で飲料・菓子の一部品目の店舗への納品期限を現行より緩和（賞味期限の1／3→1／2以上）し、それに伴う返品や食品ロス削減量を効果測定。

(賞味期限6ヶ月の場合)



※販売期限は小売店が商品管理の必要性から独自に設定する店頭で商品販売する期限のこと。

●平成25年度商慣習検討ワーキングチームとりまとめ【H26.3.26公表概要】

- 納品期限見直しパイロットプロジェクトの結果、納品期限緩和は食品ロス削減に相当の効果（飲料と賞味期間180日以上菓子で約4万トン）。飲料・賞味期間180日以上菓子は、納品期限緩和を推奨。
- 納品期限緩和、賞味期限延長、日配品ロス削減等、引き続き、食品ロス削減に向けた活動を推進。

納品期限見直しパイロットプロジェクト（35社）の結果

食品製造業
鮮度対応生産の削減など未出荷廃棄削減

【物流センター】
納品期限切れ発生数量の減少、返品削減

【小売店頭】
飲料及び賞味期間180日以上菓子は店頭廃棄増等の問題なし

【該当食品全体への推計結果】
飲料：約 4万トン（約71億円）
菓子：約 0.1万トン（約16億円）
（180日以上）
⇒合計：**約4万トン（約87億円）**

事業系
食品ロスの
1.0%～
1.4%

平成26年度の取組予定

納品期限緩和

- ・飲料・賞味期間180日以上菓子は納品期限緩和を推奨
- ・180日未満菓子は販売期限延長も含めて納品期限緩和の方法を検討

賞味期限

- ・生産・衛生技術、包装技術の進展を踏まえ、賞味期限を延長
- ・賞味期限設定の考え方等を消費者に情報提供
- ・消費者の理解を得ながら、賞味期限の年月表示化

日配品

- ・フードチェーン全体での具体的なロス削減方策を検討
- ・消費・賞味期限が間近なものの売切りを促進する「もったいないポイント」の付与実験

消費者理解

- ・食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を推進
- ・「ろすのん」を活用した取組、期限表示のわかりやすい説明等を推進

● 官民をあげた食品ロス削減の取組～NO-FOODLOSS プロジェクト～

- 食品ロス発生の段階別にモデル的な削減の取組を支援し、生活者一人ひとりの意識・行動改革に向けて、官民をあげてフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。
- 「もったいない」発祥国として、世界に日本の取組を発信。

食品ロスの削減を推進し、以下を実現

- 食品ロス削減の取組により、資源を無駄なく効率的に活用するフードチェーン作りを進め、経済成長に貢献
- 「もったいない」発祥国として世界に日本の取組を発信

事業者からの食品ロス 300～400万トン/年

- ・過剰在庫・返品 (製・配・販)
- ・調理くず・食べ残し (外食)

家庭からの食品ロス 200～400万トン/年

- ・調理くず
- ・食べ残し、手つかずの食品の廃棄

【製造・流通】

- ・製・配・販によるパイロットプロジェクト
- ・フードバンク活動支援
- ・もったいないポイント実証

【外食】

- ・食べきり運動、ドギーバック普及支援 等



一人ひとりの
意識・行動改革

【家庭・消費者】

小売店舗、マスメディア、SNS等を活用した戦略的コミュニケーション
(意識啓発、期限表示理解促進、エコクッキング等)

NO-FOODLOSSプロジェクト

資源を無駄なく効率的に活用するフードチェーン作りを進め経済成長に貢献

【6府省の連携】

「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省(消費者庁、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動を展開。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

●農林水産省の取組

ろすのんを活用した食べきり運動の例（本省）

農林水産省の職員食堂では、ポスターとテーブルトップ（三角柱）を設置し、職員に食品ロス削減の取組を呼びかけています。ポスターとテーブルトップの版下は、下記URLに掲載していますので、ぜひご活用ください。（このまま使用する場合、利用許諾などの手続きは必要ありませんので、どんどん使って頂いて結構です。）



← ろすのんテーブルトップ（三角柱）



↑
農水省内の食堂で食べきり運動に取り組む農林水産省職員

地方農政局、地域センターの展開

農林水産省の各地方農政局・地域センターでも、ろすのんのポスターやテーブルトップ（三角柱）を設置するなど、職員が創意工夫を凝らした取組を行い、食品ロス削減国民運動を全国に広げています。



ろすのんポスター



ろすのんテーブルトップ



ろすのん巨大三角柱

関係省庁、地方自治体でも実施中。是非社員食堂等でご活用下さい。

ポスター、テーブルトップの版下は農林水産省HPにて公開しています。

ポスター：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/rosunon_posuta.pdf

テーブルトップ：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/sankakutyu.pdf

ろすのんとのコラボレーション

「ろすのん」だのん。
皆とコラボしたいのん。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

食品メーカー (製造方法・包装改良で賞味
期限延長、未利用部分の商品開発)

スーパー、コンビニ (値引きで売り切り、納
品期限緩和、啓発活動)

レストラン、社員食堂 (食べ切り運動、小
盛りサービス、ドギーバッグ提供)

消費者団体・事業者団体 (啓発活動)

包材メーカー (鮮度保持包材、高機能包
材で賞味期限延長)

家電メーカー (ロス削減・鮮度保持家電)

- 名前：ろすのん (性別 ♂)
 - ・食品ロスをなくす(non)という意味から命名
 - ・280件の応募の中から決定 (平成25年12月)
- ろすのんの口グセ：語尾に「のん」がつく
- 好きな食べ物：刺身のつま、パセリ
- 夢：食品ロスがなくなること
- 好きな言葉：残り物には福がある

食品ロス削減に取り組む団体・企業の皆さん、是非ご利用いただき、一緒に国民運動を盛り上げていきましょう。(無料です！)

ロゴマーク利用許諾要領、利用許諾申請書等は、下記の農林水産省URLを御確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/index.html

●食品関連業界における食品ロス削減に向けた主な取組

賞味期限延長の試み

・日本即席食品工業会では、これまでの製造技術や包装技術の進歩から、賞味期限の延長が可能との結論を得たため、平成25年6月に「即席めんの期限表示設定のためのガイドライン」を改訂した。平成26年春より、賞味期限を1～2ヶ月延長したカップめんや袋めんが登場。

【メーカーの賞味期限延長の取組み】

メーカーアンケートによると、2009年以降958アイテムで賞味期限の延長が行われ、今後336アイテムで予定がある。

商品	アンケート 回答企業数	実施済み	今後予定あり
		商品アイテム数	商品アイテム数
合計	234	958	336
菓子	152	574	293
清涼飲料	17	63	0
カレー	20	0	2
缶詰・レトルト	6	25	2
乳製品	39	296	39

※ 公益財団法人流通経済研究所調べ（2014年）

消費者理解の促進（ろすのんとのコラボ事例）



食品ロス削減国民運動キャラクター「ろすのん」

・納品期限を緩和している飲料の売場に掲示
（イトーヨーカドーの事例）



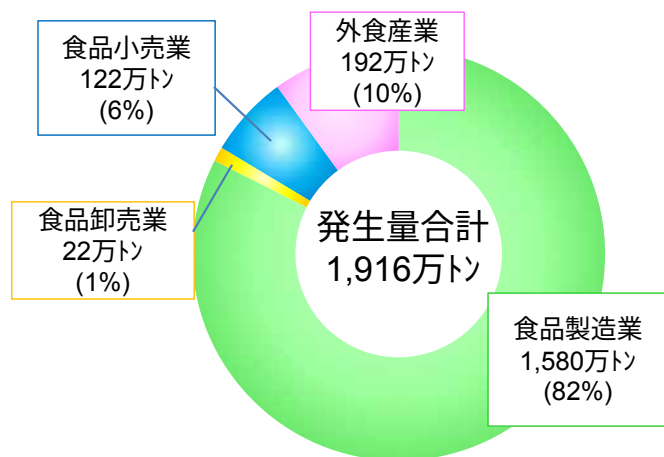
・食品ロス削減に貢献する家電の売場店頭や販売カタログに使用
（SHARPの事例）



食品産業における食品リサイクルの現状

- 食品廃棄物等の発生量は、平成24年度で1,916万トンとなっており、このうち食品製造業が約8割を占めている。
- 食品循環資源の再生利用等実施率は、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下している。
- また、再生利用の内訳を見ると、飼料、肥料の割合が高く（特に食品製造業においては、飼料の割合が高い）、登録再生利用事業者も肥飼料化で85%となっている。

食品廃棄物等の発生量（平成24年度）



食品循環資源の再生利用等実施率（平成24年度）

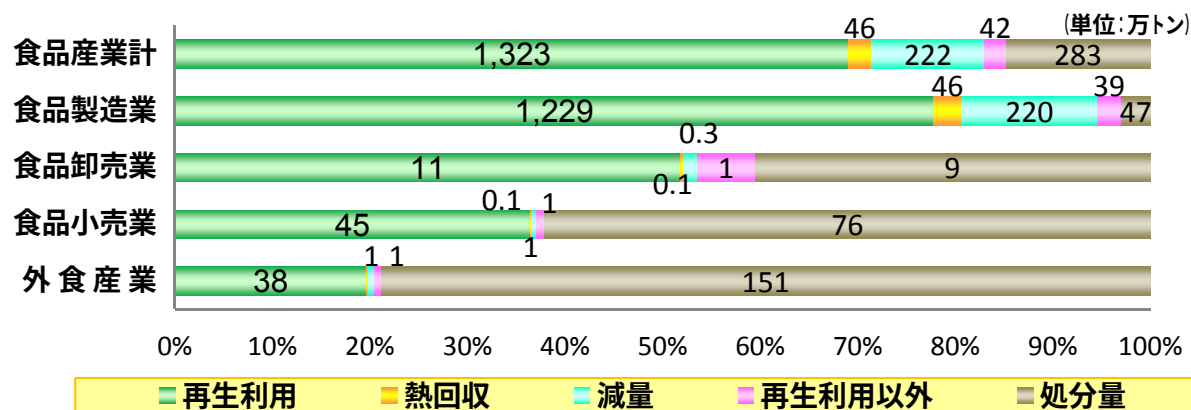
業 種	年 間 発生量 (万t)	業種別 実施率 目 標 (%)	再生利用等実施率(%) ()の数字は再生利用等実施量							
				発生 抑制	再生 利用	(用途別仕向先)			熱回収	減量
						飼料	肥料	その他		
食品製造業	1,580	85	95	11	69	75	18	7	2.3	12
食品卸売業	22	70	58	9	47	30	46	24	0.3	1
食品小売業	122	45	45	12	32	45	36	19	0.1	1
外食産業	192	40	24	4	19	30	37	33	0.1	1
食品産業計	1,916	—	85	11	62	72	19	8	1.9	10

(注)実施量は四捨五入の関係で合計が合致しないことがある。

(参考) 食品リサイクル制度における取組の優先順位

①発生抑制 ②再生利用(飼料化を優先) ③熱回収 ④減量

食品廃棄物等の再生利用等実施量（平成24年度）



登録再生利用事業者(180社)による再生利用事業種別内訳 (平成26年3月末現在)

再生利用事業	件数
肥料化事業	121
飼料化事業	58
油脂・油脂製品化事業	22
メタン化事業	9

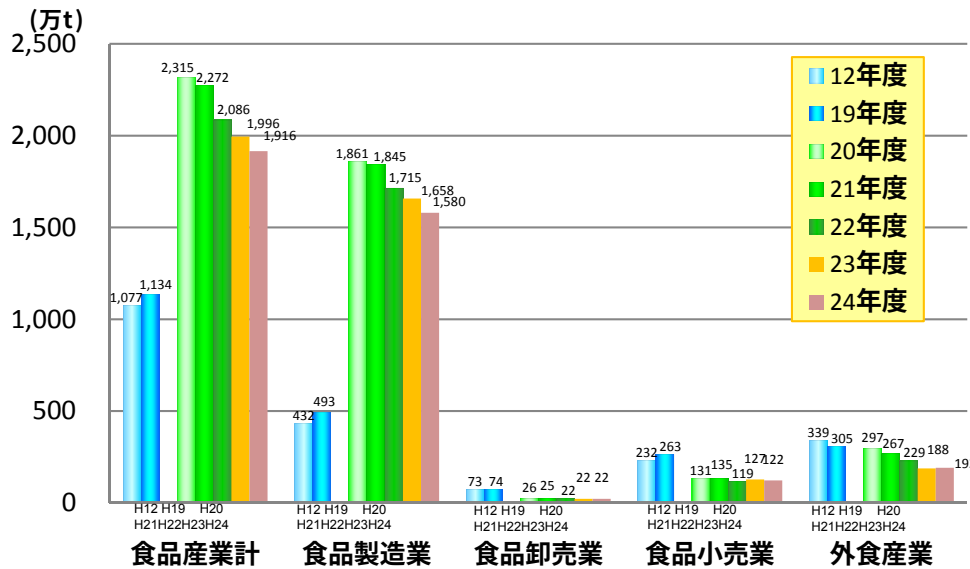
(注)「再生利用以外」とは、食品リサイクル法で定める再生利用手法以外のもので、セメント、きのこ菌床、暗渠疎水材、かき養殖用資材等である。
資料:「食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者からの定期報告結果」及び「食品循環資源の再生利用等実態調査」
による農林水産省統計部の推計結果より計算

(注)一事業者が複数の再生利用事業を実施しているケースがあるため、種別の件数の計と事業者数とは合致しない。

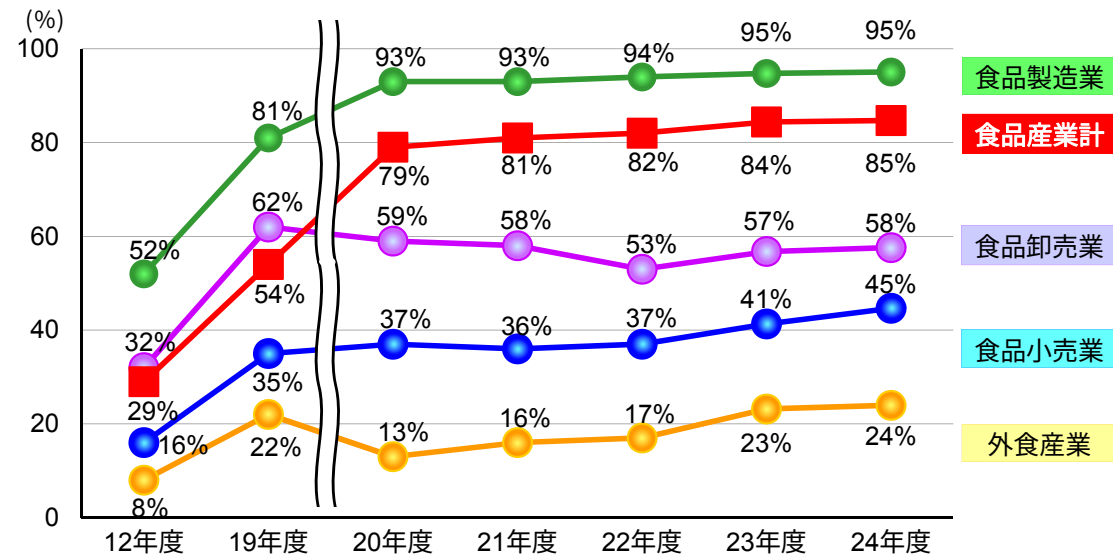
食品産業における食品廃棄物等の発生量及び再生利用等実施率の推移

- 食品廃棄物等の発生量は、統計調査の開始年度である平成12年度から平成19年度までは約11百万トンで推移していたが、平成20年度以降は約23百万トンから20百万トンとなっている（農林水産省統計部が推計）。この乖離は、平成20年度から年間の発生量100トン以上の食品関連事業者からの定期報告が義務付けられたことを踏まえ、このデータを活用して推計することで精度が向上し、より実態に即した数値となったためである（発生量の実態把握が進んだものであり、「増加」したものではない）。
- 食品循環資源の再生利用等実施率は、調査を開始した平成12年度（法制定時）では29%であったが、平成19年度（法改正時）までに62%まで上昇。推計方法を変更した平成20年度は79%、平成21年度は81%、平成22年度は82%、平成23年度は84%、平成24年度は85%となっており、実施率は上昇傾向にある。

食品廃棄物等の発生量の推移



食品循環資源の再生利用等実施率の推移



参考：食品廃棄物等の年間発生量等が大きく変わった要因

【食品製造業】

平成19年度：4,928 千トン

平成21年度：18,449 千トン (13,521千トン増)

- 平成19年度実績までは、少数の事業者の排出量が大宗を占める業種（糖類製造業、精穀・製粉業及び動植物油脂製造業など）の中で、発生量が多い事業所の統計調査結果が得られておらず、推計値が過小に算出。

【食品卸売業・食品小売業】

平成19年度：3,366 千トン

平成21年度：1,598 千トン (1,768千トン減)

- 平成19年度実績までは、本来、発生量と従業者数は関連性が低いにもかかわらず、従業者規模別に階層分けし調査標本を設定していたことから、食料・飲料卸売業及び各種食料品小売業などの業種の中で、推計標本として発生量の大きい事業所が多く抽出され、推計値が過大に算出。

【外食産業】

平成19年度：3,048 千トン

平成21年度：2,672 千トン (376千トン減)

- 比較的大規模な事業所が少ないことにより、1事業所当たりの発生量がほぼ変わらないため、全体量もほぼ変わらない。

● 平成21年度からは、100トン以上の事業者の発生量等がほぼ悉皆で算出される定期報告の結果と、調査対象を100トン未満の事業所に改めた統計調査とを合わせて推計する方法に変更したため、本来、発生量の多い食品製造業の実態に即した結果が反映され、年間の発生量は大きく変動することとなった。

●再生利用等実施率（目標値）

- 食品リサイクル法に基づき、再生利用等実施率の業種別目標値が基本方針に定められており、業種別目標値を達成するために、各々の食品関連事業者に適用される実施率の目標（基準実施率）の算定方法が判断基準省令に定められているところ。
- 次期の再生利用等実施率の業種別目標値の設定に当たっては、基準実施率のあり方、基準実施率の基準年のあり方等を含めて検討を行う。

再生利用等実施率の算出式

再生利用等実施率＝

$\frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95(\text{※}) + \text{減量量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$

発生抑制量＋発生量

(※) 食品廃棄物残さ（灰分）を除いたものに相当する率

基準実施率（個別企業の目標値）の算出式

基準実施率＝前年度の基準実施率＋前年度基準実施率に応じた増加ポイント

(注1)20%未満は20%として基準実施率を計算

(注2)平成19年度の基準実施率は平成19年度の実績

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

基準実施率の例

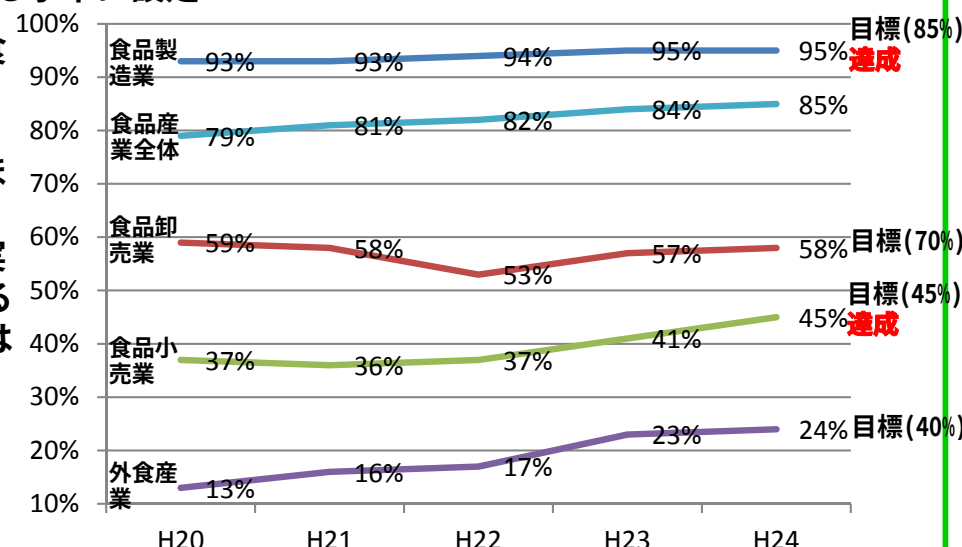
	H19(基準年)	H20(1年後)	H21(2年後)	H22(3年後)	H23(4年後)	H24(5年後)
A事業者	79.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
B事業者	58.0%	59.0%	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%
C事業者	45.0%	47.0%	49.0%	51.0%	52.0%	53.0%
D事業者	12.0%	20.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%

業種別目標値

目標の達成状況

- 業種別目標値は、個々の事業者の取組が計画（基準実施率）どおり進んだ場合に達成される水準に設定

- 食品製造業、食品小売業は目標値を達成
- 食品卸売業はほぼ一定
- 外食産業は着実に向上しているが、目標達成は困難な状況



次期基本方針における業種別目標値

- 次期の業種別目標値設定にあたっては、各々の事業者の目標値である基準実施率（毎年1～2%上昇等）のあり方、現在の目標達成状況を踏まえ、基準実施率の基準年のあり方を含めて検討。

定期報告制度①

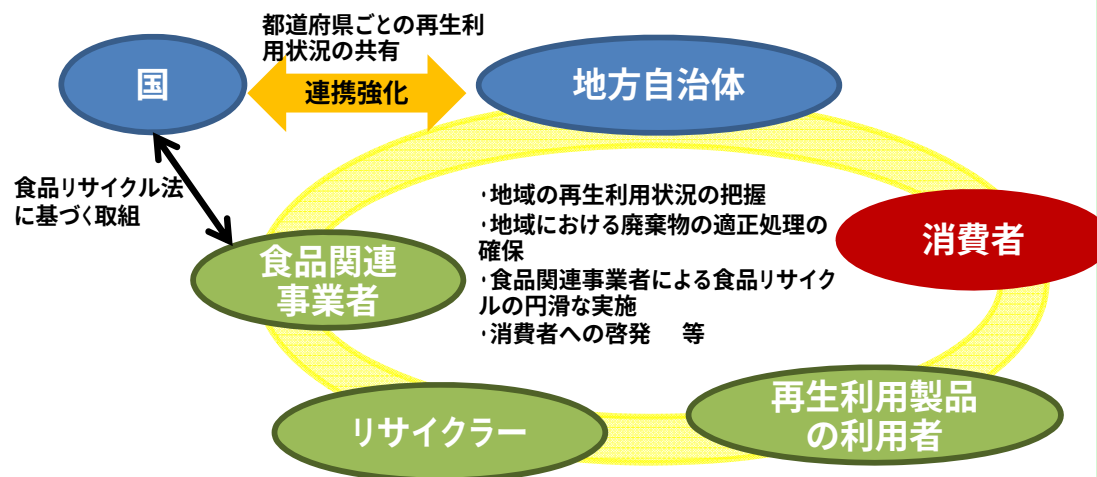
- 食品流通の川下にある小規模・多数分散の食品関連事業者の発生抑制・再生利用の取組をより一層加速化させるため、地域における食品廃棄物等の発生状況をきめ細かく把握し、国（本省、地方出先機関）、地方自治体等が連携し、改善を促していくことが必要である。
- このため、現在、事業者単位での実施状況の報告を求めている定期報告の様式を変更し、各事業者には都道府県別のデータの報告を求め、都道府県ごとの実施状況について集計・公表した上で、地方自治体に情報提供を行い、食品リサイクル法に基づく事務を担う国と、廃棄物処理法に基づく事務を担う地方自治体が連携して、地域ごとの食品廃棄物等の発生抑制、再生利用等の推進を図ることが必要である。

追加する項目のイメージ

- 都道府県別の①発生量、②再生利用量（肥料化、飼料化等）の内訳

都道府県	発生量	再生利用量							(単位:t)
		肥料化	飼料化	メタン化	炭化	油脂・油脂製品化	エタノール化		
A県	225	186	75	90	20	1	0	0	
B県	346	298	30	221	45	2	0	0	
C県	681	650	231	352	63	0	3	1	
...									
合計	1,252	1,134	336	663	128	3	3	1	

国と地方自治体が連携した食品リサイクルのイメージ



●定期報告制度②

- 定期報告は、年間100トン以上の食品廃棄物等を発生させる食品関連事業者による食品廃棄物等の発生量、再生利用の実施量等を把握し、指導等を行うために必要不可欠であるが、報告を行う食品関連事業者の事務負担の軽減を図るため、報告の内容を合理化することを検討する。
- 定期報告等に基づき、再生利用等の適切な実施を確保するため、必要に応じて食品関連事業者に対して指導・助言等を引き続き行っていくことが必要である。

食品リサイクル法に係る調査点検 (食品関連事業者)

- 概要：食品リサイクル法に係る啓発指導を行うとともに、食品循環資源の再生利用等の状況について確認し、必要に応じ所要の改善指導を実施。
- 対象：定期報告提出者のうち再生利用等の実施率が不十分な事業者等
- 内容：発生抑制、再生利用等の実施内容等の調査。

※ 調査対象者は主に再生利用等実施率の状況により判断。

報告徴収・立入検査（法第24条）

指導・助言（法第8条）

勧告・公表・命令（法第10条）

削除を検討する項目

1. 定期報告の様式の削除を検討する項目
以下のいずれにも該当しない項目
 - 食品廃棄物等の発生量、再生利用の実施量等の把握に必要な項目
 - 調査点検の対象者の選定に必要な項目
 - 調査点検を行う前の事前情報として知っておくべき項目

2. 削除を検討する項目の例

- 過去のデータ
(過去の定期報告を通じて把握済)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
食品廃棄物等の発生量(t)						
対前年度比(%)						

- 特定肥飼料等の製造量
(別途、登録再生利用事業者等に対する報告徴収を通じた特定肥飼料等の製造量の把握を検討)

業種	特定肥飼料等の種類	製造量	単位
	肥料		
	飼料		
	炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤		
	油脂及び油脂製品		
	エタノール		
	メタン		
	小計		

- 判断の基準となるべき事項の遵守状況
(別途、食品関連事業者に対する主務大臣の指導等の実施のあり方を検討)

情報の提供	
特定肥飼料等の利用者(特定肥飼料等の製造を委託又は食品循環資源を譲渡している場合にあっては、当該委託先又は譲渡先)に対し、特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源について、必要な情報を提供すること	

再生利用手法の優先順位

- 循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則や、地域特性と資源特性に応じた地域循環圏の発想の観点を踏まえつつ、再生利用手法の優先順位を改めて明確化することが必要である。
- 優先順位については、環境保全を前提として、第一に「モノからモノへ」の再生利用である①飼料化を最優先し、次に②肥料化（メタン化の際に発生する消化液を肥料利用する場合を含む。）を推進すべき。その上で、飼料化・肥料化が困難なものについては、③メタン化等のエネルギーとしての再生利用を推進することが必要である。
- これまで再生利用が進んでいないフードチェーンの川下（流通、外食）の再生利用をより進めていくため、地域循環圏構築とエネルギー自立型の地域づくりを推進する観点から、メタン化による地域分散型エネルギーの創出と消化液等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループの支援を行う。

■ バイオマス事業化戦略

■ メタン化による地域分散型エネルギーの創出と消化液等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループ

戦略5 個別重点戦略

(3) 食品廃棄物

…飼料・肥料への再生利用が困難なものについては、関係府省・自治体・事業者が連携し、…メタン発酵によるバイオガス化と消化液の肥料利用…を強力に推進する。

- 農林水産省の予算事業において、食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進。



●登録再生利用事業者制度

- 登録再生利用事業者制度は、食品関連事業者から排出される食品循環資源の再生利用を行う再生利用事業者のうち、優良な事業者について、その申請に基づき主務大臣が登録を行うものであり、平成26年3月末現在において180件まで増加するなど裾野が拡がり、食品リサイクルの円滑な実施に貢献してきたところである。
- 一方で、登録を受けた事業者の中には、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなったものや、適切な再生利用事業が実施されていなかったもの等の不適正事例が発生している。
- このため、再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用製品の製造・利用の実績を考慮することなど、登録に係る要件を強化するとともに、地方自治体とも連携しつつ、登録再生利用事業者に対する報告徴収等をより積極的に実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化することが必要である。

■登録再生利用事業者による食品廃棄物の不適正処理事案の例

- 登録再生利用事業者A社
食品残さを肥料化せず、そのまま同社所有の土地に埋め立てていたことが発覚。廃棄物処理法違反として罰金刑及び懲役刑の有罪判決が確定し、産業廃棄物収集運搬・処分業許可を取り消された。
- 登録再生利用事業者B社
肥料化の過程でビニール等が混入する等して肥料として使えなくなったものを山林に不法投棄していたことが発覚。廃棄物処理法違反として罰金刑及び懲役刑の有罪判決が確定し、産業廃棄物収集運搬・処分業許可を取り消された。
- 登録再生利用事業者C社
堆肥の販売と称する物について、譲渡先の土地に多量に搬入し野積みしていたが、その物には廃プラスチック類が多く混入し、原型を留めた果物等も多く確認され、また強烈な悪臭を発生させていたことから、その物が廃棄物に該当すると判断され、当該野積み等の行為が廃棄物の不適正処理に当たるものとして地方自治体の指導を受けた。

■再生利用製品の生産状況の公表を行っている事例

- 長崎県の登録再生事業者である平木工業株式会社では、自社のホームページ上で肥料化プラント等の稼働状況をリアルタイムでウェブカメラにて公開している。

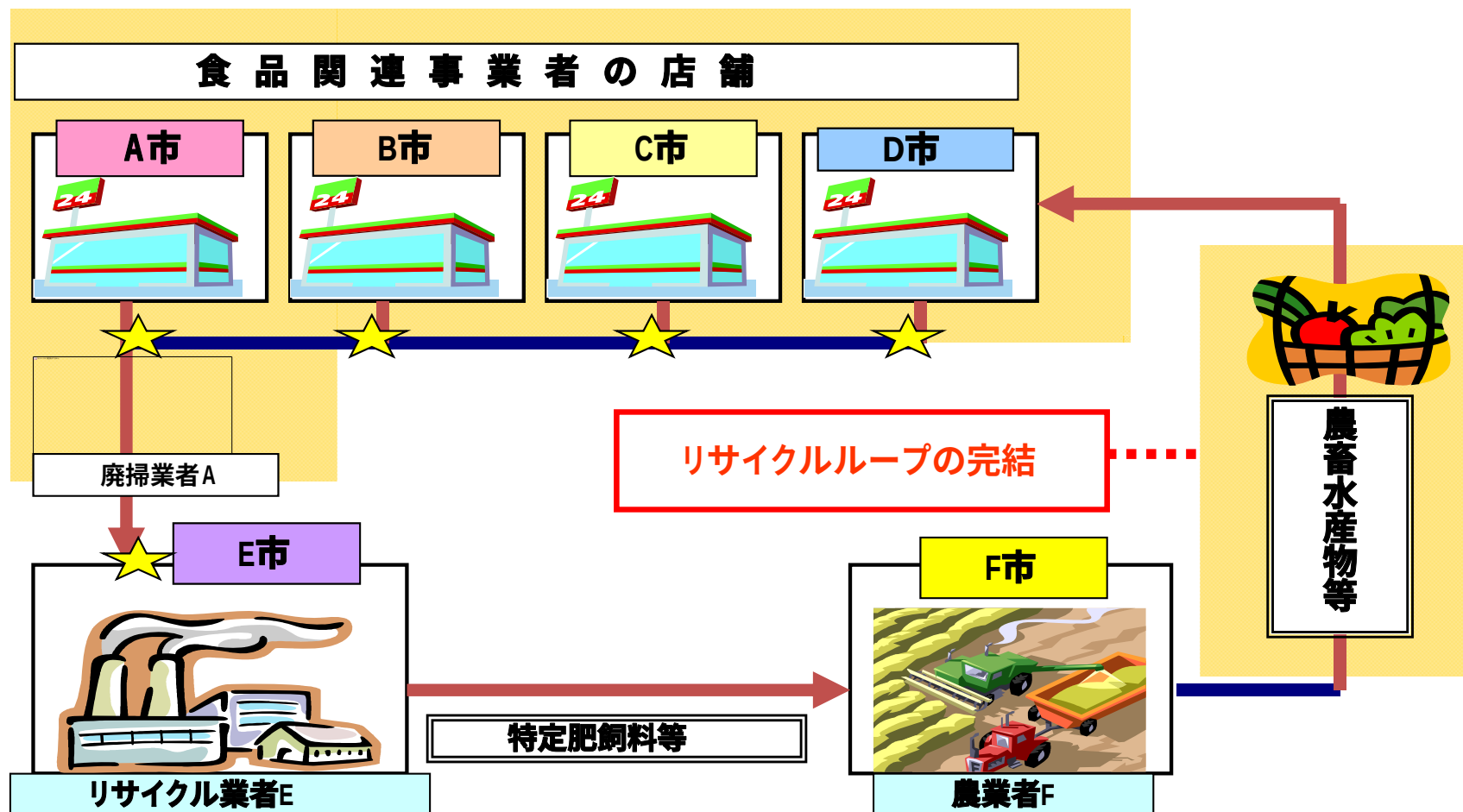
■マッチングサイト

- 食品リサイクルを推進したい食品関連事業者、食品廃棄物をリサイクルしたいリサイクル業者、飼肥料等を利用したい農林漁業者等をマッチングさせるためのサイトづくりを支援。
(平成24年度より飼料化向けのサイトを設置。平成26年度より肥料化・メタン化を追加。)



リサイクルループ認定制度①

- 川下 (小売・外食事業者) については広域での食品循環資源の収集運搬が困難 (原則は、収集先の市町村ごとに許可が必要)。
 - 小売・外食事業者等が排出した資源に由来するリサイクル肥飼料を用いて生産された農畜産物を利用・販売する計画について、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。
- 平成26年3月現在、全国で52件が認定済み。



〔 ★ 廃棄物処理法の収集運搬業 (一般廃棄物) の許可が不要となる特例 〕

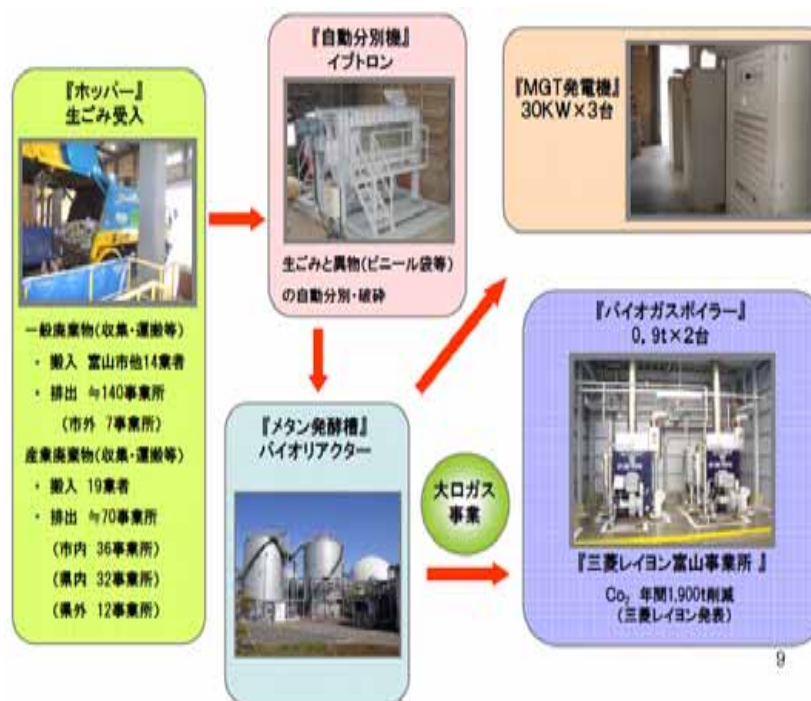
●食品リサイクルループ認定制度②

- リサイクルループについては、食品リサイクルのあるべき姿のひとつとして更なる推進を図る必要がある。
- このため、地方環境事務所、地方農政局等を通じた食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチング等の強化や、地方自治体の理解促進等により、地域における多様なリサイクルループの形成を促すことが必要である。
- 食品リサイクル法に基づくリサイクルループのみならず、地域でリサイクル肥飼料等を用いて生産された農畜水産物を利用・販売する等の地域の多様な取組を促進することも重要である。

■地方環境事務所における取組

- 循環型社会の形成に向けた取組の一環として、中部地方環境事務所において、平成22～23年度にかけて、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体をメンバーとした協議会を設置し、流通・外食における食品残さの再生利用を行うモデル事業を実施。また、中部地方環境事務所が地元自治体との行政的な調整及び普及・啓発の支援等を行うことで、取組を推進・支援する「サポート事業」も同時に実施した。
- 平成26年度環境省において、「サポート事業」の経験を踏まえた、関係者のマッチング等の強化事業を試行的に実施。

■メタン発酵残さの肥料利用によるリサイクルループの例



- 富山グリーンフードリサイクル(株)は平成15年度より、食品残さのメタン発酵によるバイオガス発電と、消化液等の堆肥化事業を実施。バイオガスはガスタービン発電により施設内電力として利用するとともに、余剰バイオガスを隣接する工場にボイラー燃料として移送・販売。
- 消化液等から作られた堆肥は「メタちゃん有機」の名称で近隣の野菜農家等に販売し、生産された野菜はスーパーで販売。堆肥化事業のリサイクルループとして認定。

●再生利用施設の整備の促進

- 食品循環資源の再生利用を推進していくためには、地域の実情や再生利用需給の状況に応じて、コスト面も考慮しながら、市町村や民間事業者の設置する再生利用施設に対する支援や既存施設の有効活用方を検討していくことが必要である。
- 環境省の循環型社会形成推進交付金において、平成26年度から、従来の高効率ごみ発電よりも、さらに先進的な高効率エネルギー利用を行うメタン化施設等について、交付率1／2の嵩上げ措置。今後、市町村による食品循環資源の再生利用等の取組をさらに加速化させる必要がある。
- 併せてエネルギー特別会計予算やバイオマス産業都市関連予算による民間事業者に対する支援も引き続き行うことが必要である。

循環型社会形成推進交付金 (平成26年度: 57,232百万円)

交付率

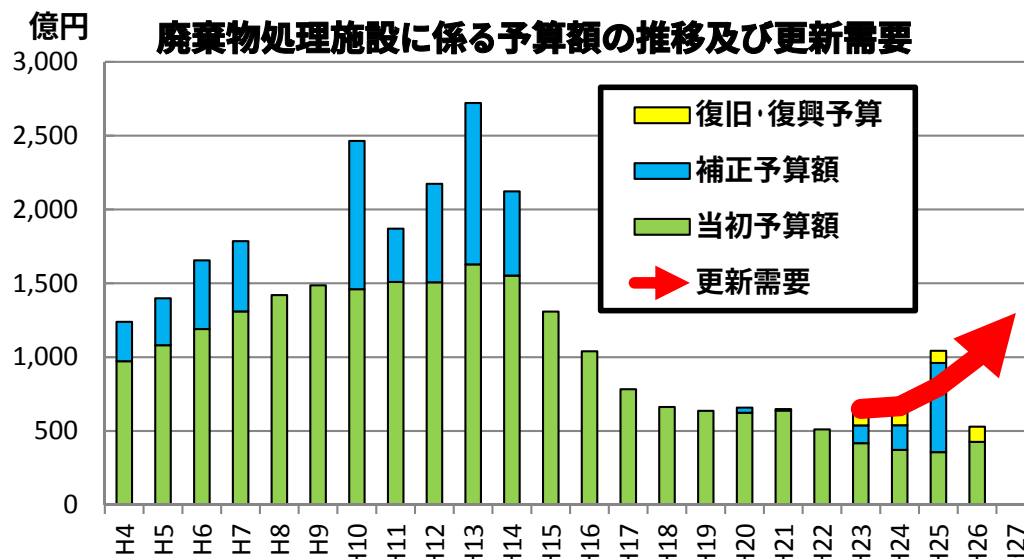
概要

- 市町村が、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）。
- 計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。

交付対象施設

- エネルギー回収推進施設
(ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等)
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設
(し尿・生ごみ等の資源化施設)
- 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 等

- 交付対象経費の1／3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1／2。



● 地方自治体との連携による取組促進

- 地域における食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を推進するためには、地域の実情に応じ、地方自治体が主体的な役割を担うことが期待されているとともに、食品関連事業者等からも地方自治体の関与が要望されている。
- 域内の一般廃棄物の処理を行う市町村においては、環境保全を前提としつつ、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村や民間事業者の活用・育成による再生利用の実施を含めて市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置づけることが必要である。
- 特に、市町村の区域を越えたりサイクルループ事業での食品循環資源の収集運搬・再生利用が、環境保全を前提に円滑に行われるよう、一般廃棄物処理計画における位置付けを含め、改めて国から周知していくことが必要である。

■ ごみ処理基本計画策定指針

「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省通知)においては、市町村がごみ処理基本計画を策定するに当たって、食品リサイクル法に基づく再生利用等が円滑に行われるよう、計画の中に適切に位置付けることを求めている。

<参考:ごみ処理基本計画策定指針(平成25年6月最終改訂)(抜粋)>

- 第2章 3. (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
「食品リサイクル法…等に基づき、事業者が再生利用等の処理を廃棄物処理業者等に委託して行う場合があるので、処理主体や広域的な処理を考慮して、計画の中に適切に位置付けることが必要がある。」
- 第2章 3. (8) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等個別リサイクル法との関係
「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律…に基づき、食品小売業、外食産業等の食品関連事業者がその一般廃棄物である食品廃棄物の再生利用、収集運搬を廃棄物処理業者等に委託して行う場合がある。…これらの場合に再生利用等が円滑に行われるよう配慮することが適当である。」

■ 各種リサイクル法に関するブロック別説明会等

- 平成22年から、食品リサイクル法を含めた各種リサイクル法について、地方環境事務所のブロックごとに地方自治体の廃棄物行政担当部局に対する「各種リサイクル法に関する説明会」を実施している。
- また、機会を捉えて、地方自治体の廃棄物担当部局に対して、「ごみ処理基本計画策定指針」の記述も踏まえ、食品リサイクル法の実施に関し、市町村による一般廃棄物処理計画の策定及び運用が適切に行われるよう周知している。

